

## 豊田市福祉用具購入費受領委任実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、豊田市（以下「市」という。）が行う居宅介護福祉用具購入費及び介護予防福祉用具購入費（以下「福祉用具購入費等」という。）の支給に関し、介護保険法（平成9年法第123号。以下「法」という。）第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者（以下「要介護被保険者等」という。）の利用者負担について、経済的な負担を軽減するために、当該要介護被保険者等に支給されるべき福祉用具購入費の受領を法第44条第1項に規定する特定福祉用具及び法第56条第1項に規定する特定介護予防福祉用具の販売を行う事業者（以下「事業者」という。）へ委任すること（以下「受領委任」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象者)

第2条 受領委任の対象者は、要介護被保険者等であつて、法第66条から第69条までの規定による保険給付の制限がされていない者とする。

### (事業者の登録)

第3条 要介護被保険者等からの受領委任を受けようとする事業者は、その実施についてあらかじめ市と福祉用具購入費の支払いに関する協定書（様式第1号）を取り交わすものとする。

2 事業者は、前項による協定書を交わしたときは、豊田市福祉用具購入費受領委任に関する届（様式第2号）を市長に提出するものとする。

### (受領委任払い)

第4条 市長は、前条により協定書を交わした事業者に対して、要介護被保険者等に福祉用具購入費等を支給すべき限度において、要介護被保険者等に代わり、福祉用具購入費等の支払いをすることができるものとする。

### (自己負担)

第5条 福祉用具購入費等の支給を受領委任払いにより受給する要介護被保険者等は、特定福祉用具及び介護予防特定福祉用具の購入に要する費用（保険給付の対象となる費用部分に限る。）の100分の10（ただし、法第49条の2第1項に規定する要介護被保険者及び同法第59条の2第1項に規定する居宅要支援被保険者については100分の20、法第49条の2第2項に規定する要介護被保険者及び同法第59条の2第2項に規定する居宅要支援被保険者については100分の30）を自己負担しなければならない。この場合において自己負担額に1円未満の端数があるときには、切り上げるものとする。

### (手続)

第6条 要介護被保険者等は、受領委任払いにより福祉用具購入費等の支給を申請するときは、介護保険居宅介護・介護予防福祉用具購入費支給申請書（受領委任

払い用) (様式第3号)により、事業者に申し出なければならない。

2 要介護被保険者等から受領委任の申し出を受けた事業者が、その申し出に同意したときは、介護保険法施行規則第71条及び90条に規定する必要な書類及び介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費請求書(様式第4号)を添付して市長に提出するものとする。

(支給決定)

第7条 市長は、前項の申請があったときは、遅滞なく支給の可否を決定し、支給を決定した場合には、福祉用具購入費等を事業者に支払うものとし、不支給の場合にはその旨通知する。

(支給の制限)

第8条 市長は、要介護被保険者等が法第21条第1項に規定する交通事故その他の第三者の行為により保険給付を受けたとき、その他、市長が福祉用具購入費等の支払が適当でないと認めたときには、これを支給しないことができる。

(不正受給)

第9条 市長は、受領委任の方法によって、不正に福祉用具購入費等を受給したことを確認したときは、その費用の全部又は一部を事業者から返還させるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。